

JR東労組組合員の皆さん！ ドライバース共済更新時期です

組合員の皆さん、ドライバース共済会の更新手続きはお済みでしょうか？

今年4月1日より来年3月31日までが期間となりますので、3月中の手続きをお願いします。

各区所に担当者がいない場合は、JR東労組・水戸地本までご連絡ください。

JR電話 055-2309

NTT 029-244-5175

029-244-5176(FAX)

「JR総連ドライバース共済会」とは？

加入者の範囲

ドライバース共済会は、JR総連組合員で動力車乗務員及び限定免許者、バス乗務員、業務上自動車を運転する組合員、その他、特に運営委員会が認めた組合員が加入できます。(退職後にエルダー社員になった組合員も加入できます。)JR総連を脱退またはドライバース共済会を脱会した場合は、救済の適用は受けられません。

会費

年額 1,200 円(当年 4/1 から翌年 3/31 まで年度一括納入)

ドライバース共済救済一覧表

	救済項目	共済金
救 援	①検束ならびに収監された時 ②罰金を支払った時 ③乗務中疾病 ④懲戒処分による減額 ⑤懲戒処分を受け期末手当減額 ⑤-2 昇格欠格 ⑥解雇 ⑦業務上を理由に長期乗務停止 ⑧その他	② 1日 5,000 円相当の差し入れ料 ② 罰金の額(通勤途上は 1 万円を上限、適用条件あり) ③ 減額分 ④ 減額分 ⑤ 減額分 ⑤-2 係数 1 を基準(1 年を限度) ⑥ 退職金の額 ⑦ 10 日以上を 1 単位とし 4,000 円 ⑧ 運営委員会が決定
見 舞 金	①業務上死亡 ②業務上以外死亡 ③業務上負傷で退職 ④業務上負傷で 1 ヶ月以上入院 ⑤業務上負傷で 2 週間以上休業	① 20 万円(含む花輪代) ② 5 万円 ③ 10 万円 ④ 5 万円 ⑤ 2 万円
記念品	退職・転職による脱会	記念品

業務中の組合員も守ります！ 加入されていない方はお急ぎください！